

硫黄の完成品の輸送は大変に気を遣つた。明礬製品と一緒に運ぶのだが、米俵に入れたり味噌樽に入れたりした。風待港の頭成（豊岡）から出船の時にも日出藩の陽谷城の遠メガネに発見されぬように苦心した。

硫黄の生産が最も盛んであったのは、文化年間（一八〇四～一八一六）であり、藩の財政に果たす役割は多大であつた。それも専売制を取り付けた明礬製造があつたからであり、硫黄は明礬の陰に隠れた特産物であつたといえよう。

だが、その硫黄生産も長続きせず、安政年間（一八五五～一八五九）には作業を中止し、明礬生産に重点をおいていった。しかし、明礬製造も硫黄と同じ運命をたどるのである。

このように鶴見村が小藩久留島侯（一万一千五百石）の藩財政確保のために果たした役割は、手工業の成功にあり、地域貢献第一であつたと言つても過言ではないと思ふ。

特に、水の便の悪い、また荒地を最大限に利用した手工業は、当時の小作、水呑み等の貧しい百姓にとつて、

米が貨幣に替わる時代に現金収入の唯一の道であつた。

農業中心から手工業へと地域改革を成し遂げた藩政改革であり、時代を先取りして挙げた業績は、当時としては大変勇氣のある行為であつたと思う。

参考史料

村役控帳

大会所日誌

輿荷受渡状

朝日村史



初代 堀助之丞吉正について

安 部 和 也

堀家文書控に次の記録がある。

一、「略 私先祖先苗字渡辺氏ニテ候処 堀氏ニ改

候様被仰付候 夫ヨリ堀氏ニ相改候略」

別府の大庄屋として慶長より大庄屋制度徹廃に至る迄

別府の行政を司った堀助之丞は、もとの姓は渡辺であつた。その渡辺氏について速見郡史には、

「渡辺氏は仁明帝五代の孫、渡辺源五綱より出^いす一略一文和・速見郡真那井五十町を賜わり真那井に城き居る」とある。

堀助之丞吉正は、肥前の龍造寺隆信の武将で、渡辺四郎左衛門尉吉信の嫡子として、天正五年（一五七七）に生れた。

父吉信は、天正一年（一五八五）、主君龍造寺隆信に隨い、筑後川北ヶ原で島津義久、有馬晴信の連合軍と戦い、吉信は一族郎党と共に討死した。

父を亡くした吉正は、當時、龍造寺家の客将であつた豊後大神一族の堀七郎右衛門尉吉元に連れられ、父祖伝來の地、別府に帰住した。このとき吉正は九才であったといふ。（堀七郎右衛門尉吉元は、別府米屋堀氏の先祖）

別府助丞とのへ

松井佐渡守康之

一

二、「先年木付へ逆意仕候もの共横難四ヶ村ニ隠居候旨申上候段神妙ニ被思召候 就而惣庄屋被仰付 八郎四郎跡之知行從當所務被遣候 弥向後可抽忠節者也

慶長十四年十一月六日

文禄二年（一五九三）、大友氏の改易により、別府は豊臣秀吉の直轄地となり、慶長元年（一五九六）木付城主になつた杉原長房は、吉正（二十才）を庄屋に起用し慶長の大地震による災害復旧に当らせた。

慶長四年（一五九九）、丹後の国田辺城主細川越中守忠興が、秀吉の遺言で徳川家康により、豊後国東・速見両郡六万石を増加されたので、家臣松井佐渡守康之を木付城代に任命して両郡を管轄させた。

木付に入部した佐渡守は、噂にたがわぬ人格識見の優れた庄屋渡辺吉正に知遇を与え、渡辺姓を堀姓に変えさせた伝えられる。

吉正は、石垣原合戦の後、慶長一四年一〇月（一六〇九）自家再興を計る大友の殘党が、別府において不穏な行動を起こしたのを、油屋与兵衛と協力して木付城に報告し、桑原才蔵を頭とする討伐隊を海路別府に上陸させ、不穏分子を鎮圧した。

三、「紋所之儀 渡辺氏乃節ハ丸ノ内ニ三本骨の扇子ニ
テ御座候所 竹ノ丸ノ内ニ九枚筆之御紋 康之公よ
り拝領被仰付 其後定紋ニ仕候様被仰付今以相用候
時」

四、「其方小者五人 刀脇差免候也

慶長拾六年正月二日

康之

別府助丞どのへ

不穂分子鎮庄の功により大庄屋に就任した吉正に、佐
渡守は、「竹輪に九枚筆の家紋」を与え、使用人五名に
大小の帶刀を許した。

細川藩の肥後転封後、別府は徳川幕府直轄領（天領）
となり、日田代官により統治されるようになつたが、堀
助之丞家は、細川藩の後盾により公儀格式を与えられた
横難地方最も名家として栄えた。

「前文切 右者肥後国御配領御入国之節 先祖

助之丞世嗣倅之内壱人 御知行三百石ニテ被召

出御近習可被召遣由被仰候 略」

史料

一、速見郡史

一、堀家文書控

一、別府近世旧家略譜

堀 博 忠 著

吉正の妻は、堀七郎右衛門尉吉元の娘で、長男を吉種
といつた。吉種は、寛永九年（一六三二）に細川忠興の

子忠利が肥後四五万石に転封され、支城肥後八代城主になつた松井興長に三百石で仕官したが、寛永一六年（一六三九）に病没した。

次男吉安は、朝見郷の浅海氏の跡を継ぎ朝見庄屋となつた。また、長女伊勢は才色兼備の誉れ高く、細川忠興の推挙で宮中に仕へ畏き方より御衣を拝賜したという。

寛文六年一月二七日（一六六二）吉正は、八五才で大

往生を遂げた。法名「真如院不入元賢居子」、墓は野口原の堀家墓所にある。

細川藩の肥後転封後、別府は徳川幕府直轄領（天領）

となり、日田代官により統治されるようになつたが、堀

助之丞家は、細川藩の後盾により公儀格式を与えられた

横難地方最も名家として栄えた。